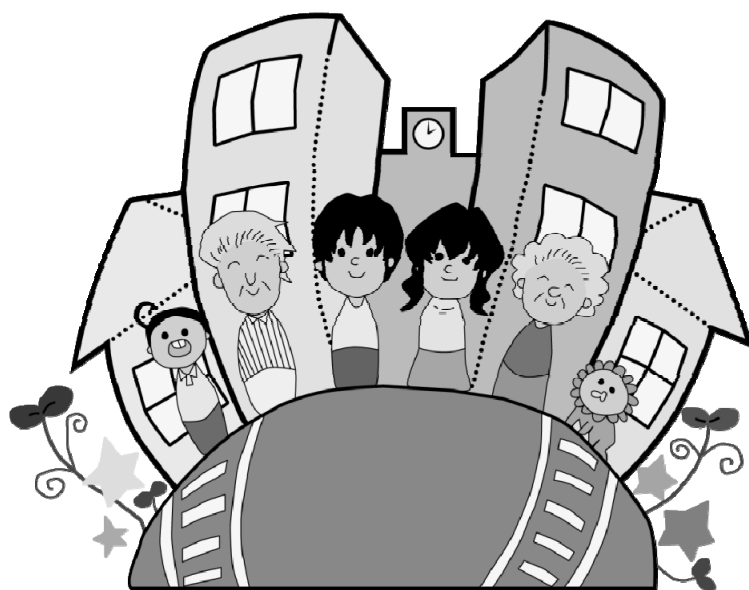


みんなつくで創り・育むはぐく
安心して暮らせる
「わがまち葛飾」の実現

— 第2次葛飾区地域福祉活動計画 —

平成24年度（2012）～平成28年度（2016）

[概要版]



平成24年3月

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

目 次

1	地域福祉活動の展開 ―計画の体系図―	2
2	基本理念 ―私たちがめざすまち―	4
3	基本目標	5
4	地域の課題	6
5	第2次計画において重点的に推進する活動	7
	重点1 小地域福祉活動の推進	7
	重点2 社協PRと福祉教育の推進	8
	重点3 ボランティア活動の活性化	9
	重点4 権利擁護センター機能の活用	10
6	計画の柱と主な活動	11
7	計画策定の目的	12
	(1) 私たちを取り巻く地域・社会の変化	12
	(2) 地域福祉活動と社会福祉協議会	12
	(3) 地域福祉活動による支えあい・たすけあいの必要性	13
	(4) 地域福祉活動を後押しする地域福祉活動計画の策定	13
8	計画の位置づけ及び協働のあり方	14
	(1) 計画の位置づけ	14
	(2) 区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方	15
9	計画期間と評価	16

この冊子は、第2次葛飾区地域福祉活動計画を概要としてわかりやすくまとめたものです。計画についてより詳しくお知りになりたい方は、第2次葛飾区地域福祉活動計画（本編）をご覧ください。

本編の該当ページは以下に記載のとおりです。

◆ 地域福祉活動計画とは（本編5ページ）

地域福祉活動計画は、様々な生活課題・地域課題を住民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動を後押しするために葛飾社協が中心となって策定した活動・行動計画です。

◆ 計画の目的は（本編4～5ページ）

地域課題の解決に向けて、関係機関の役割や、地域、とりわけ区民が主体となる地域福祉活動を方向づけることで、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。

◆ 計画期間は（本編13ページ）

計画期間は、平成24～28年度の5年間です。

◆ 基本理念と基本目標は（本編69～73ページ）

第1次計画に引き続き地域福祉の推進を図ることとし、基本理念と基本目標の変更はありません。

◆ 重点的な活動は

地域住民が主体となって地域福祉の向上を図るために、以下の4点について重点的に取り組みます。

1 小地域福祉活動の推進（本編58～59ページ）

身近な地域で人と人のつながりを深め、地域の困りごとに対し区民や関係機関が力を合わせて解決していく活動です。

2 社協PRと福祉教育の推進（本編60～61ページ）

誰もが支えあいながら安心して暮らせるまちをつくるために、葛飾社協の認知度の向上を図るとともに、支えあいやたすけあいの担い手となる人材を育成します。

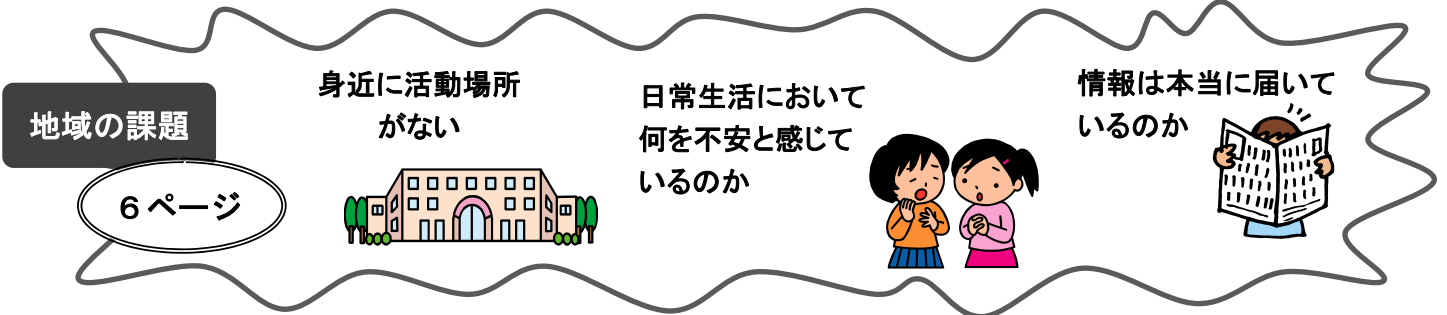
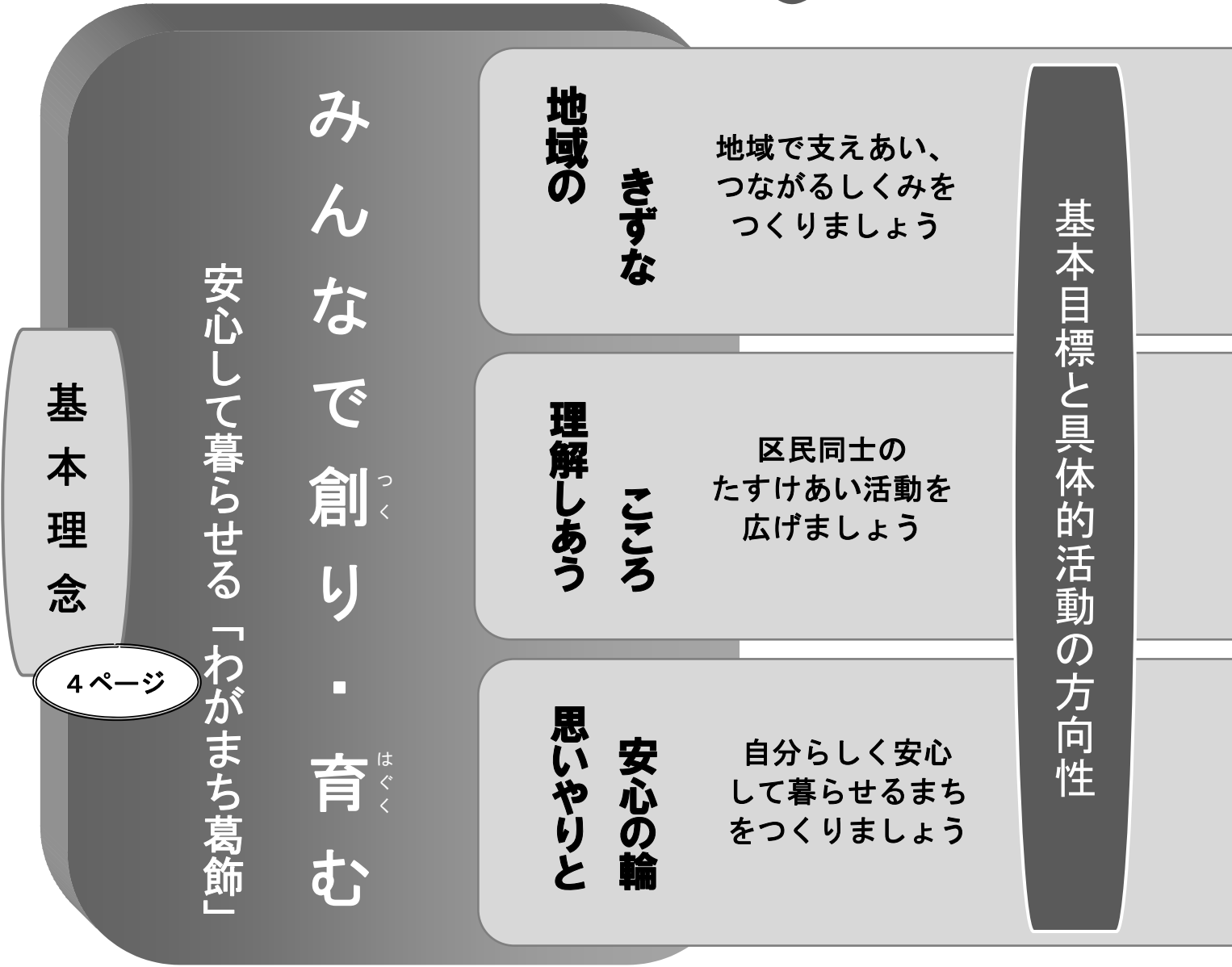
3 ボランティア活動の活性化（本編62～63ページ）

今後のボランティア活動の方向性を明確にするため、ボランティア活動推進計画を策定するとともに、多くの区民がボランティア活動に参加できるよう積極的に後押しします。

4 権利擁護センター機能の活用（本編64～65ページ）

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、権利擁護センター機能の充実に取り組みます。

1 地域福祉活動の展開 ー計画の体系図ー



■重点1 小地域福祉活動の推進■

地域の知恵と人材を活用するとともに、小地域福祉活動の気運の盛り上げを図りつつ、区内全地区での小地域福祉活動の実施に取り組みます。

地域の人たちが自分たちで考え、自分たちで取り組みます

- (1)★小地域福祉活動の推進(4 事業)
- (2)★ボランティア活動推進計画の策定(1 事業)
- (3)★福祉教育の充実(5 事業)
- (4)★ボランティアの参加促進・育成(3 事業)
- (5)★ボランティア活動の支援(4 事業)
- (6)地域団体・福祉団体等の支援(5 事業)

地域の人たちの協力を得ながら、地域の人たちと社協と一緒に取り組みます

- (1)住民参加型福祉サービスの充実(5 事業)
- (2)福祉人材の育成・活用(3 事業)
- (3)★福祉サービス利用支援の充実(2 事業)
- (4)健康・生きがいづくり(3 事業)
- (5)募金活動の推進(2 事業)

誰もが安心して暮らせるよう、社協がきめ細かなサービスを展開します

- (1)在宅福祉サービスの充実(2 事業)
- (2)生活福祉資金の貸付等(2 事業)
- (3)★災害ボランティア活動の支援(4 事業)
- (4)財政基盤の強化(5 事業)
- (5)★広報・啓発活動の充実(6 事業)
- (6)社協運営の充実(4 事業)

★:重点的に推進する活動

■重点4 権利擁護センター機能の活用■

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、区民・関係機関・区・権利擁護センター・社協などが連携しつつ、成年後見などの権利擁護制度の活用・促進を図るとともに、区民が参加した支援体制が構築されるよう、権利擁護センター機能の充実に取り組みます。

■重点2 社協PRと福祉教育の推進■

社協に対する認知度と理解度の向上に取り組むことにより、地域との協働をさらに促進します。

また、身近な地域や福祉・生活課題に関心を持ち、誰もが支えあいやすけあいの担い手となるための福祉教育を推進することにより地域のつながりの強化と人材の育成に取り組みます。

4つの重点活動

活動の柱

■重点3 ボランティア活動の活性化■

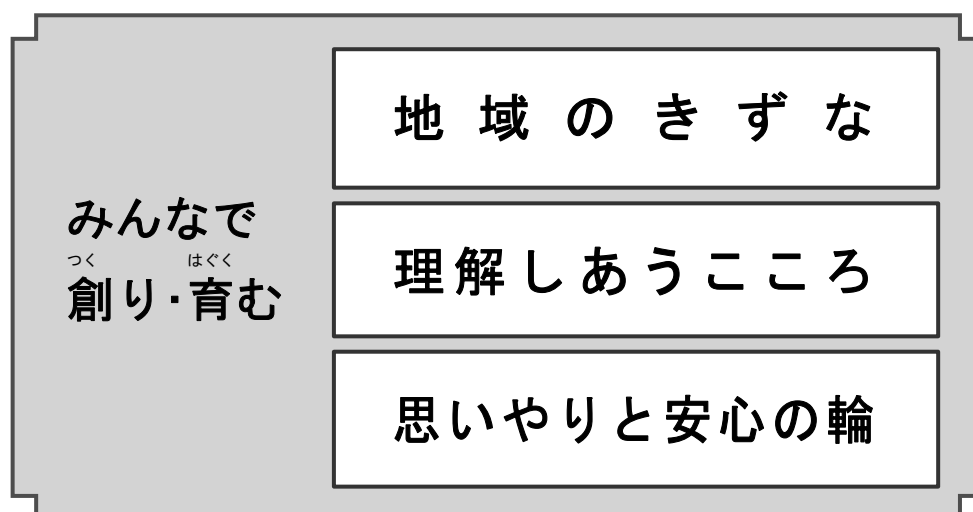
今後のボランティア活動の方向性を明確にするため、ボランティア活動推進計画を策定するとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの工夫、活動分野や方法の多様化、情報提供の充実を図り、多くの区民がボランティア活動に参加できるよう後押ししていきます。

2 基本理念 — 私たちがめざすまち —

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む
安心して暮らせる「わがまち葛飾」

- 計画の基本理念として、
みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」
を掲げます。
- この基本理念は、第1次計画においても掲げた基本理念であり、第2次計画においても引き続きこの理念をもとに、地域福祉の推進を図っていきます。
- 葛飾区に暮らすすべての区民が、住み慣れたまちで、自分らしく、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。
- 区民・関係機関・葛飾区・社会福祉協議会がこの基本理念のもとに連携・協働して、地域福祉活動を推進していきます。
- 区民一人ひとりの主体的な参加と行動により、「わがまち葛飾」を創り・育みます。

3 基本目標



○ 様々な地域課題の解決に向けて、3つのキーワードからなる基本目標を掲げます。この目標の達成に向けた活動・事業に取り組むことにより、基本理念に近づいていくことをめざします。

みんなで創り・育む 「地域のきずな」

地域における人と人とのつながりを広げ、地域のきずなを強めることにより、安心して暮らせる「わがまち葛飾」をめざします。

みんなで創り・育む 「理解しあうところ」

地域の中で生活する様々な人々とふれあい、福祉活動への参加を促進することにより、互いに理解する心を育み、安心して暮らせる「わがまち葛飾」をめざします。

みんなで創り・育む 「思いやりと安心の輪」

多くの区民が不安を感じている災害時や緊急時対応策など、様々な情報を正しく適切に伝えるしくみを構築することにより、安心して暮らせる「わがまち葛飾」をめざします。

4 地域の課題

■下町人情あふれるまち –しかし、地域のつながりは薄れている–

- ・葛飾区は下町人情のあるまちというイメージがある一方、区民の暮らし方・考え方など様々な要因が影響して、昔ながらの地域のつながりは弱まってきていると考えられます。

■少子高齢化等が進む –見守りが必要な人が増加する–

- ・少子高齢化や世帯規模の縮小等に相まって、地域活力は低下し、支援や介護が必要な人の増加とともに、日常の見守りや声かけなどが必要な人の増加が予想されます。

■地域のつながり –つながりをつくるきっかけがない–

- ・地域のつながりをつくっていくためには、身近な地域での行事や活動への参加の後押しをすることや、地域の課題に関心を持つ機会を提供するなど、きっかけづくり、働きかけ、工夫が必要といえます。

■地域で暮らす多様な人びと –互いの理解は進んでいるのか–

- ・地域の中には、考え方・仕事・生活スタイル等が違う様々な人が暮らしており、地域に暮らす誰もが支えあいながら安心して暮らせるまちをつくるためには、互いの理解が必要となってきます。

■地域活動の場づくり –身近に活動場所がない–

- ・住み慣れた地域で活動できるしくみづくりが重要であり、既存の地域活動と連携・協働しながら、区民同士のつながりを再構築する新たな地域活動の場づくりが必要といえます。

■区民の不安 –日常生活において何を不安と感じているのか–

- ・生活に関する不安は様々ですが、介護や病気などに不安が大きく、また、災害に対しても地域や年齢を問わず区民が共通して不安を感じている課題となっています。

■適切な情報提供を –情報は本当に届いているのか–

- ・情報がない・不足しているという課題があり、正しく・適切に情報を伝えるしくみや、自分の力で情報を得ることが難しい人に情報を伝えるしくみをつくることは、見過ごしてはならない課題となっています。

5 第2次計画において重点的に推進する活動

■重点1 小地域福祉活動の推進■

- 地域の知恵と人材を活用するとともに、小地域福祉活動の気運の盛り上げを図りつつ、区内全地区での小地域福祉活動の実施に取り組みます。

活動の方向性

- 活動を立ち上げ、軌道に乗るまでの体制づくりや他機関等との連携のノウハウをつくりあげます。
- 多くの区民が参加・活動できるよう、多様な課題に対応できるメニューなどを考案します。
- 区民、地域の関係機関に小地域福祉活動の理解浸透を図ります。
- 人材発掘・育成のための取り組みを強化します。
- 活動を支える社協の支援体制を強化します。
- 区内19地区すべてにおける実施をめざします。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

- 地域福祉活動を推進する人材の育成
 - <目標> 24年度～25年度：プログラム構築、26年度：施行
27年度～28年度：各年60人養成
- 地域福祉活動推進体制への連携支援のしくみづくり
- 小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催
 - <目標> 24年度～：実施、28年度：延100人参加
- しあわせサービス等社協事業との連携の検討
- 小地域福祉活動の全地域での実施
 - <目標> 28年度までに、全19地区において実施

■重点2 社協PRと福祉教育の推進■

- 社協に対する認知度と理解度の向上に取り組むことにより、地域との協働をさらに促進します。また、身近な地域や福祉・生活課題に関心を持ち、誰もが支えあいやたすけあいの担い手となるための福祉教育を推進することにより地域のつながりの強化と人材の育成に取り組みます。

活動の方向性

- 幅広い年齢層に対して、社協の役割や必要性を認識してもらえよう、PR・広報内容の充実・工夫に取り組みます。
- 学校における福祉教育はもちろん、地域においても福祉教育の展開を積極的に図ります。
- どのような福祉教育が必要かを関係者とともに考え、ともに行動できるプログラム開発、講師の育成など、福祉教育推進の基盤づくりを進めます。
- 福祉教育等によりきっかけを得た人が、実際に地域福祉活動に参加できるよう福祉教育体系の充実を図ります。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

- 社協だよりの発行
 - <目標> 24年度～：年4回から年6回に発行回数増加
- 社協の案内、社協ガイドブックの発行、ホームページの充実
- 会員増強活動の強化
- 福祉教育を推進する事業の体系化
 - <目標> 24年度：検討、25年度～：実施
- 福祉教育に携わる講師養成の実施
 - <目標> 24年度～：実施、28年度までに10人養成
- ボランティア出前講座
 - <目標> 28年度：すべての学校で実施、学校以外での実施9か所
- 福祉教育ハンドブックの研究・活用
 - <目標> 24年度：作成へ向けて調査、25年度：委員会設置、検討
26年度～：配布

■重点3 ボランティア活動の活性化■

- 今後のボランティア活動の方向性を明確にするため、ボランティア活動推進計画を策定するとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの工夫、活動分野や方法の多様化、情報提供の充実を図り、多くの区民がボランティア活動に参加できるよう後押ししていきます。

活動の方向性

- ひとりでも多くの区民が地域福祉の担い手として、また、支えあいの主体として活動できるよう、幅広い年齢層を対象に、ボランティアの発掘・育成に努めます。
- ボランティア活動へのきっかけづくり、子どもの頃から地域や福祉にふれられる環境づくり、様々なボランティア活動への支援や人材の育成・確保など、ボランティアの普及促進に向け、ボランティア活動推進計画を策定し、活動・事業の体系化を図ります。
- ボランティアセンターの機能の強化を図ります。
- 災害時等に対応できるよう、災害ボランティア制度のさらなる充実を図ります。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

- ボランティア活動推進計画の策定
 - <目標> 24年度：検討・策定、25年度～：順次実施
- ボランティアまつり
 - <目標> 28年度：来場者数7,000人
- ボランティア講座・養成研修
 - <目標> 24年度～：受講者がボランティア活動にかかわる割合 各年80%
- 災害ボランティア
 - 受け入れ体制の整備
 - <目標> 28年度：災害ボランティアリーダー登録者数70人
 - マニュアルの見直しと活用
 - <目標> 24年度：改訂、25年度～：配布
 - 災害時のボランティア活用と講座の充実
 - <目標> 28年度：災害ボランティア登録者数150人
 - 連絡会議の設置
 - <目標> 24年度：体制協議、25年度～：体制整備

■重点4 権利擁護センター機能の活用■

- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、区民・関係機関・区・権利擁護センター・社協などが連携しつつ、成年後見などの権利擁護制度の活用・促進を図るとともに、区民が参加した支援体制が構築されるよう、権利擁護センター機能の充実に取り組みます。

活動の方向性

- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等が、必要なサービスや援助を適切に利用しながら、安心して暮らし続けることができるしくみづくりに努めます。
- 成年後見制度の利用支援を中心に、相談事業や訪問援助事業の拡充及び効率性の向上を図るため、権利擁護センターの機能及び組織の整備・強化に努めます。
- 区民、関係機関、区、社協が連携して支援できる体制づくりを進めます。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

- 市民後見人の養成に向けた取り組み
 - <目標> 24年度：募集・養成、28年度までに10人養成
- 市民後見人に対する後見監督の受任
 - <目標> 24年度：市民後見人の養成、25年度～：実施
28年度までに10件受任
- 法人後見の受任
 - <目標> 24年度：(新規)1人、25年度～：(新規)各年度2人
28年度までに10件受任
- 権利擁護センター機能の強化
 - <目標> 24年度～：実施

6 計画の柱と主な活動

活 動 の 柱	主 な 活 動
---------	---------

■地域で支えあい、つながるしくみをつくりましょう

(1) ★小地域福祉活動の推進	①実施体制の整備・活動支援 ②いきいきふれあいサロン ③小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催（新規） ④地域福祉活動を推進する人材の育成
(2) ★ボランティア活動推進計画の策定	①ボランティア活動推進計画の策定（新規）
(3) ★福祉教育の充実	①ボランティアスクール（新規） ②ボランティア出前講座 ③ボランティア協力校支援 ④福祉教育ハンドブックの活用 ⑤地域福祉活動を推進する人材の育成
(4) ★ボランティアの参加促進・育成	①ボランティアまつり ②ボランティア講座 ③ボランティア養成研修
(5) ★ボランティア活動の支援	①ボランティア相談・紹介・登録 ②ボランティアグループ登録者・グループとの協働及び支援 ③ボランティアセンターだより発行 ④活動場所等の提供
(6) 地域団体・福祉団体等の支援	①地区高齢者支援活動助成 ②青少年育成地区委員会助成 ③障害者福祉連合会助成 ④高齢者クラブ連合会助成 ⑤福祉施設等助成

■区民同士のたすけあい活動を広げましょう

(1) 住民参加型福祉サービスの充実	①しあわせサービス ②ファミリー・サポート・センター ③ハンディキャブ運行 ④生活支援ボランティア ⑤高齢者食事サービス活動支援
(2) 福祉人材の育成・活用	①手話講習会 ②福祉指導者研修会 ③手話通訳者派遣
(3) ★福祉サービス利用支援の充実	①権利擁護センターかつしか（しっかりサポート） ②苦情解決第三者委員の設置・運営
(4) 健康・生きがいづくり	①ワークスかつしか ②高齢者作品展 ③介護支援サポーター（新規）
(5) 募金活動の推進	①歳末たすけあい運動募金 ②共同募金

■自分らしく安心して暮らせるまちをつくりましょう

(1) 在宅福祉サービスの充実	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問 ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣
(2) 生活福祉資金の貸付等	①生活福祉資金貸付 ②小口生活資金貸付
(3) ★災害ボランティア活動の支援	①受け入れ体制の整備 ②マニュアルの見直しと活用 ③災害時のボランティア活用と災害ボランティア講座の充実 ④連絡会議の設置
(4) 財政基盤の強化	①会員増強活動 ②事業収入の確保 ③区・都・東社協からの助成援助 ④基金運用 ⑤募金配分金の活用
(5) ★広報・啓発活動の充実	①社協だよりの発行 ②社協の案内の発行 ③社協ガイドブックの発行 ④ホームページの充実 ⑤メールマガジンの発行 ⑥評議員会の審議事項の情報提供等
(6) 社協運営の充実	①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備 ④活動計画に対する区の支援要請

★：重点的に推進する活動

7 計画策定の目的

(1) 私たちを取り巻く地域・社会の変化

- 少子高齢化の進展、ひとり暮らしや核家族世帯の増加、女性の社会進出など社会情勢の変化に伴い、家庭における子育ての力・介護の力が弱まっていると言われていています。また、地域では近所づきあいなどを通じた住民同士のつながりが弱くなったことで、地域の中で支えあう力・たすけあう力も弱まりつつあります。
- こうした社会情勢を背景に、所在不明高齢者問題や地域の中で孤立している人（家族）の存在、孤独死、虐待など、大きな社会問題が顕在化しています。また、経済の停滞等による生活困窮者や自殺者の増加、東日本大震災による災害不安の増大など、経済活動や災害を背景とした不安や生活課題も大きくなりつつあります。
- 一方で、保健福祉に関する制度やサービス等は充実の方向に向かってはいるものの、高齢化の進展を受けて支援や介護を必要とする人は右肩上がりに増加し、制度での十分な対応が追い付かない状況にあります。

(2) 地域福祉活動と社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への区民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」「そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行う団体と位置づけられています（社会福祉法第109条）。
- 葛飾区社会福祉協議会は、地域福祉の推進という目標を葛飾区民及び地域の関係機関と共有し、区民や関係機関と協働して地域における福祉活動を先駆的に企画・実施・支援する役割を担っています。
- 地域のつながりが希薄化する中、地域福祉活動を安定的・継続的に実施していくことは容易ではありません。葛飾区社会福祉協議会では、長き

に亘る地域での活動経験やその事業活動から得られたノウハウとネットワーク力等を活かし、地域福祉活動を広め、活性化する中心的役割を担います。

(3) 地域福祉活動による支えあい・たすけあいの必要性

- 私たちを取り巻く社会情勢の変化や顕在化する地域課題は、多様化・複雑化の傾向にあり、これらすべての問題を法律や制度に基づくサービスだけで解決することが難しい社会になってきています。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いから、地域住民それぞれの課題を身近な地域の中で解決していくことが求められるようになっていきます。
- 解決の方法としては、関係機関や行政との協働・協力のもと、区民自らの工夫と地域の支えあいで解決を図っていくことが最も大切であると考えます。
- 住民同士が支えあい・たすけあいながら安心して暮らせる地域社会づくりにつなげるためには、「福祉＝受動的サービス」という概念ではなく、生活課題・地域課題の解決に向けて、身近な地域において人と人、関係機関とのつながりを再構築し、支えあい・たすけあいの関係やそのしくみをつくる活動が重要です。

(4) 地域福祉活動を後押しする地域福祉活動計画の策定

- 地域福祉活動計画は、住民が直面している様々な生活課題・地域課題について、地域に暮らす住民が理解・共有し、住民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動を後押しするための民間の活動・行動計画です。
- 第2次葛飾区地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）は、全国社会福祉協議会から示された「地域福祉活動計画策定指針」（平成15年11月）及び第1次計画の実績や評価等を踏まえつつ、葛飾区における地域課題の解決に向けて、区民・関係機関・区・社会福祉協議会等が、

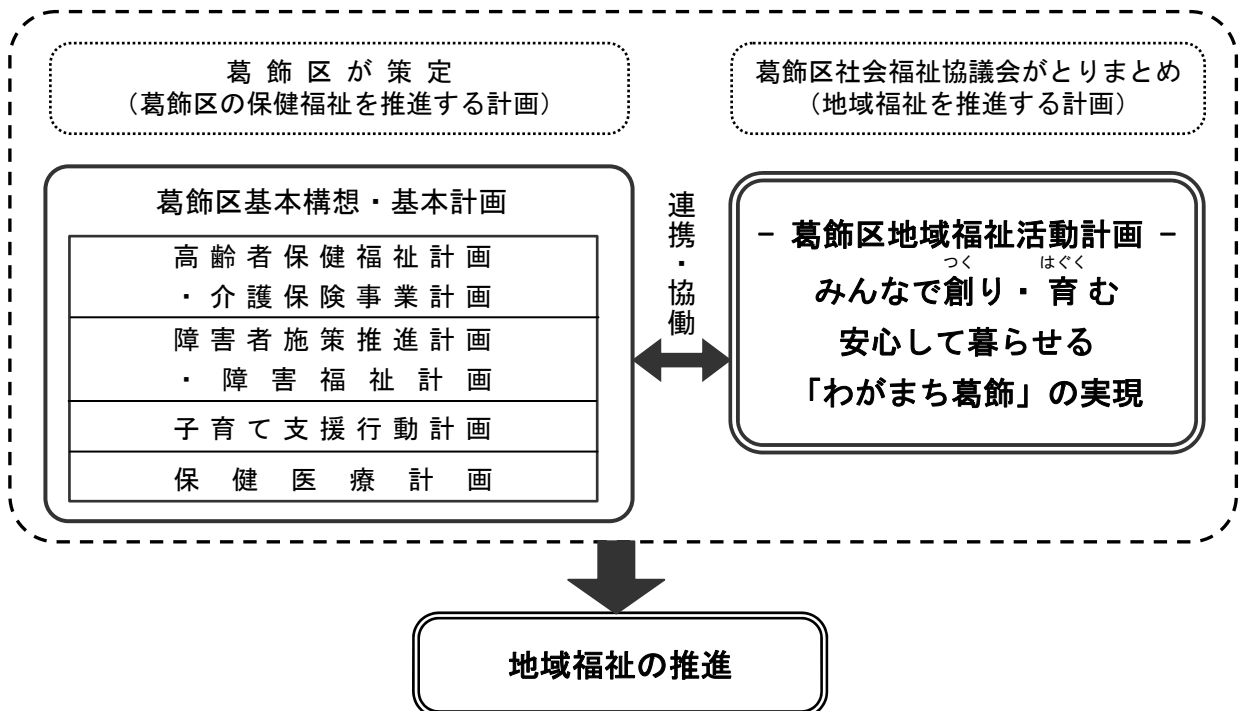
それぞれの果たすべき役割を明確化し、地域、とりわけ区民が主体となる地域福祉活動を方向づける計画として策定します。

- 同時に、本計画は、葛飾区社会福祉協議会の発展・強化計画としての性格を有し、本協議会の体制の整備及び活動全般にわたる方向性や具体的取り組みを示すことで、葛飾区における地域福祉を推進する中核的団体としての葛飾区社会福祉協議会の役割を明確化し、さらなる地域福祉の充実をめざします。

8 計画の位置づけ及び協働のあり方

(1) 計画の位置づけ

- 本活動計画（下図右）と区における分野別保健福祉関連計画（下図左）は、地域の生活課題について共有し、また、区民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置づけるなど、「地域に暮らすすべての人が、住み慣れたまちにおいて、安心して・いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現」をめざし、互いに連携・協働して地域福祉を推進することとなります。



(2) 区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方

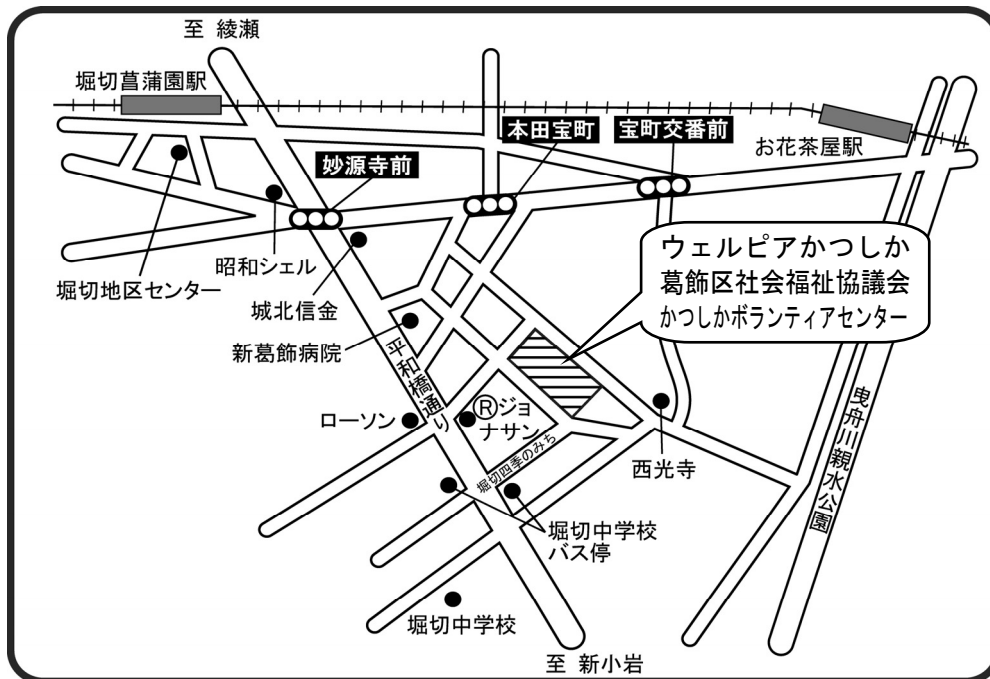
- 区民は、生活上の困りごとについては、区民自らあるいは家族等とともに解決を図っていますが、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等にあっては、家庭内だけでは解決の難しいものもあります。
- 地域では、これまで、このような課題については、近隣住民が自分たちのできる範囲内で解決しようと努力をしてくれています。また、近隣住民は、本人や家族が自ら発信しない、あるいは発信できない、声なき困りごと（潜在的なニーズ）についても発見することができます。
- 近隣住民だけでは解決できない課題については、自治町会や民生委員児童委員協議会、区、社会福祉協議会などの関係機関との協働も重要です。また、様々な課題に対して相談を受けた関係機関はそれぞれの立場においてその役割を担うとともに、互いに連携・協働して地域における生活課題・地域課題の解決に取り組むことが重要です。さらに、関係機関は、区民ニーズを汲み上げる機能・区民活動を支援する機能も併せ持つことが大切です。
- 行政には、介護保険によるサービスの提供や、生活保護の適用などといった公的福祉サービスの提供機能のほか、関係機関への活動支援や区民ニーズの汲み上げという機能も併せ持っています。

9 計画期間と評価

- 第2次計画の計画期間は、平成24～28年度の5年間です。
- 目標達成に向けた取り組みを推進するため、毎年度達成の度合いを確認・評価していきます。
- 平成27年度（計画4年次）からは、第2次計画における目標の達成状況等を全体として評価し、次期計画としての目標や活動内容等の見直し作業を開始します。



[葛飾区社会福祉協議会マップ]



電車 京成電鉄 お花茶屋駅・堀切菖蒲園駅下車 各徒歩 12分

バス 京成タウンバス(新小 51 系統 綾瀬駅ー新小岩駅) 堀切中学校バス停下車 徒歩3分
京成タウンバス(有 70 系統 金町駅ーウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由)
ウェルピアかつしかバス停下車

レインボーかつしかバス(有 71 系統 金町駅ーウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由)
ウェルピアかつしかバス停下車

みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現
第2次葛飾区地域福祉活動計画 [概要版]

平成24年3月発行

編集・発行:社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

葛飾区堀切三丁目34番1号

地域福祉・障害者センター(ウェルピアかつしか)3階

TEL 03(5698)2411

協力 :株式会社 コモン計画研究所

※表紙イラスト:東京都立葛飾総合高等学校 石鍋 るみ さん (総合学科3年)

※裏表紙葛飾社協キャラクター:平成24年4月1日デビュー



葛飾社協キャラクター